



税の滞納は許しません！「差し押さえ」ます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

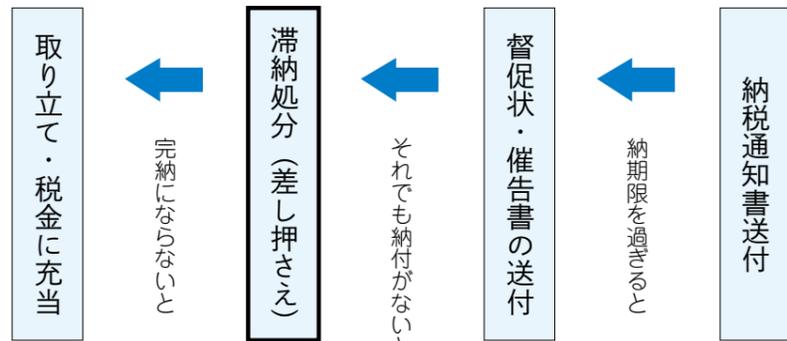
9月から12月は「滞納整理強化期間」
 財源を確保し、納税モラルの向上を図るため、県と市では、9月から12月を県下一斉の「滞納整理強化期間」と定め、滞納となっている税金について、財産の差し押さえを中心とした滞納整理に集中的・積極的に取り組めます。納期限までに税金を納付されなかった人には、督促状や催告書を送付し自主納付をお願いしていますが、それでも納付されていない場合は、全ての対象者に対して、勤務先や取引先への支払状況の調査などの財産調査を行ったうえで、給与や売掛金、預貯金などの財産を差し押さえ取り立てます。



差し押さえ



差し押さえ



勤務先や取引先への支払状況など徹底した財産調査を行い、給与などの差し押さえを集中的に行います。

滞納整理の流れ
 税金の納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。もしあれば早急に納付してください。
 納付が困難なときは、すぐに納付できない特別な事情がある人は、必ず税務課にご相談ください。

STOP! 滞納!

市民の皆さんが納めた税金は、福祉教育、環境、防災などの身近な行政サービスや事業を実施するうえで大切な財源です。税金の滞納は財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすだけでなく、納期限内に税金を納めている多くの市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある皆さんへ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める（追納する）ことができます。ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

申し込みの手続き

年金手帳またはマイナンバーカードもしくは通知カード、本人確認ができるもの、印鑑を持って、市民課、各支所または年金事務所の手続きをしてください。

ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない人や、40年の納付済み期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない人で、厚生年金や共済組合に加入して

社会保険労務士による無料年金相談

●日時・場所
 9月12日(水) 午前10時～午後3時
 危機管理センター
 ●持っていくもの
 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。
 ●問い合わせ
 街角の年金相談センター高松(オフィス) ☎087(811)6020

いない人は、次のとおり60歳を過ぎても国民年金に任意加入することができます。
 ①年金額を増やしたい人は65歳までの間
 ②受給資格期間を満たしていない人は70歳までの間
 ③海外に在住する日本人で20歳以上65歳未満の人
申し込みの手続き
 年金手帳またはマイナンバーカードもしくは通知カード、本人確認ができるもの、印鑑、通帳、金融機関届け出印を持って、市民課、各支所または年金事務所の手続きをしてください。



固定資産に異動があったときは届け出が必要です

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

家屋を新築・増築したら
 税務課まで連絡してください。後日、日程調整の連絡を行い、家屋評価に伺います。家屋評価では間取りや仕上げを確認し、評価額を算出します。固定資産税は翌年度から課税されます。
家屋を取り壊したとき、家屋の所有者が変わったとき
 家屋の全部または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」を税務課または各支所へ提出してください。また、売買・相続・贈与などにより家屋の所有者が変更したときは、「名義人変更届出書」を提出してください。
 ※法務局で手続きを行った人は、市へ通知があるので提出不要です。
土地の使用状況が変わったら
 家屋の用途変更で土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは、「住宅用地変更申告書」を税務課または各支所へ提出してください。土地の税額が変わる場合があります。
 ※住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、市条例によりその旨を申告しなければなりません。



7/21～22 道の駅「たからだの里さいた」

夏ならではの“旬の味フェア”

毎年恒例の“旬の味フェア”には、採れたての桃・スイカがたくさん並び、大勢の買い物客でにぎわいました。試食コーナーでは、さぬきたからだ市出品者協議会の皆さんがその場で切ってくれ、来場者は味の違いを品定め。生産者と直接話をしながら購入できるとあって、続々と買い求めていました。



8/3～6 三豊市役所

真夏の三豊を満喫!

～洞爺湖町友好都市フレンドリーツアー～
 友好都市提携をしている北海道洞爺湖町の小学6年生20人が三豊市を訪れました。滞り期間中は、うどんづくり体験や栗島芸術家村の見学、張子虎の絵付け体験などを行いました。8月末には、市内小学校の児童が洞爺湖町を訪問します。